

日本労働年鑑 第26集 1954年版  
The Labour Year Book of Japan 1954

第二部 労働運動

第四編 その他の社会運動

第三章 人権擁護運動

第三節 政令三二五号違反事件

一 占領治下、反占領軍行為の取締処罰のために占領軍の命令によって制定されていた昭和二五年政令第三二五号占領目的阻害行為処罰令による平和運動、独立運動に対する逮捕、処罰は四月二十八日の条約発効の直前まで続けられた。四月二十八日以降の行為に関する逮捕、処罰は同日を限りとして行われなかったけれども、同日前の行為に対する逮捕処罰は、その日の後でも引続いて行われたことは後記の通りであった。

二 三二五号は五〇年六月の日共機関紙アカハタ停刊以降、その後継紙或は同類紙の名の下に各種の出版物、印刷物に加えられた弾圧においてもっともその威力を発揮したのであるが、五二年におけるこの種の最大の弾圧は三月二十八日の「平和と独立」紙に対する弾圧であった。

法務府特審局では「平和と独立」紙をアカハタの同類紙と認定し、同日午前一一時に全国一せいに発行停止処分を行うと共に、国警警視庁は発行、印刷、配布関係者に対し政令第三二五号違反の名の下に関係箇所の搜索並びに逮捕を行い、全国一八五〇カ所が搜索され関係者多数が検挙された。アカハタ停刊以来、「平和と独立」紙の停刊措置に至る迄、後継紙、同類紙の認定をうけて停刊せしめられた中央紙は二五紙にのぼり、二月末現在で、停刊された機関紙誌は地方紙も含めて八一八紙に及んだ。

機関紙関係の弾圧の際には、当該紙の配布者、印刷者、編集者は勿論のこと、これの運搬を手伝った者、これを掲示板にはりつけた者、配布の目的で所持した者まで逮捕処罰された。

三 五一年一二月二日東京都葛飾区柴又町安田一徳方で偶々会合をしていた飯田七三氏他六名の者は、警視庁の職員にふみこまれて政令第三二五号違反の現行犯として逮捕され拘留されたが、同月一九日に一たん日本の検察庁から釈放され、米軍C・I・Cの手にひきわたされ、同月末迄取調を受けたが、やがて軍事占領裁判所に起訴せられ、五二年四月三日迄、その裁判が行われた。その起訴理由は「占領軍の安全に有害なる行為」の罪名の下に次の通りであった。

(一)被告人らは日本本州において一九五一年九月頃から同年一二月二日に至る迄占領軍の駐屯地、人員、兵站、設備、及び施設に関する重要な情報等を占領軍の安全に有害な方法によって使用し、又はそう信ぜられる意図をもって収集することを故意かつ不法に共謀したものである。

(二)被告人らは日本本州において一九五一年九月頃から同年一二月二日に至る迄相結托して占領軍の駐屯地、人員、兵站、設備、及び施設に関する重要な情報等を占領軍の安全に有害な方法で使用し又はそう信ぜられる意図をもって故意かつ不法に収集

したものである。

弁護人は終始法廷において右事実を争うと共に、情報収集行為の反占領軍犯罪としての成立を争ったが、裁判所は四月三日に有罪判決を下し、丸山一郎に重労働七年罰金一五〇〇ドルを始めとする重刑を課した。

全被告は直ちに服役せしめられたが、服役中に条約が発効し、占領軍当局の拘禁する権限が消滅したので、四月二八日に一たび釈放手続がとられたが、刑務所を出る前に再び政令第三二五号違反の逮捕状により同日逮捕せられ、翌二九日に東京地裁に起訴せられた。公訴事實は、次の通りであった。

被告人等は共謀の上昭和二六年一二月二日午前一〇時三十分頃より同日午前一一時三十分頃迄の間、東京都葛飾区柴又町二丁目五〇九番地安岡一徳方二階において占領軍に対する抵抗闘争の組織、指導方針等を協議する目的を以て、軍事基地対策会談を開催し、席上、(一)立川は第五空軍が駐屯し、主としてB29の部品を整え台湾等に対する航空路として使用されている旨 (二)ジョンソン基地からのジェット機は立川に移り戦闘基地になりつつある、表面民間航空である旨 (三)横田は戦略爆撃基地である旨 (四)国鉄は爆弾の輸送をしており、稲城、長津田火薬廠から中央線立川或は八王子を経て八高線で横田に運ぶ旨 (五)府中燃料廠に第五空軍関係の有線通信が集中している旨 (六)小金井分線所には国内基地間の有線通信網が集中している旨 (七)南村金森無線連絡所は朝鮮前線の戦闘指導をしている旨 (八)羽田飛行場には本国から直接物資が入り、全国に空輸される旨及び同飛行場には白人兵二個中隊、黒人兵一個中隊が居る旨 (九)越中島には飛行基地があつて二分の一は兵舎である旨 (一〇)生麦その他に高射砲陣地がある旨、等公式に発表されていない連合軍の動静を論議して占領軍の安全に対し有害な行爲をなし以て占領目的に有害な行爲をなしたものである。

右起訴に対し、被告人弁護人は政令第三二五号が条約発効に伴う日本の独立で失効した、本件公訴は二重裁判を求めるものである、等々を主張したが同年一二月二六日に至り東京地裁刑事六部はこれらの主張を排斥して有罪判決を下し懲役一年執行猶予二年を宣告した。

四 政令第三二五号の条約発行後の効力については、五二年度において裁判官、検察官、弁護士を始めとして、学者を含む法曹の間でもっともはげしく論議された法律問題の一つであった。全国の裁判所においては弁護人、被告の主張の正当性をみとめて免訴の判決をする例が次々に増えていった。全国の裁判官の見解は、はっきりと二つに分れた。このようなことは裁判史上未曾有のことであった。

同政令は昭和二七年四月一日法律第八一号「ポツダム宣言受諾に伴い発する政令に関する件の廃止に関する法律」によりて条約発効の日からとりあえず一八〇日間その効力の延長がみとめられ、更に昭和二七年五月七日法律第一三七号「ポツダム宣言受諾に伴い発する命令に関する件に基く法務府関係諸命令の措置に関する法律」によって同日以降廃止されることになったのであるが、同時に右法律が「この法律の施行前にした行爲に対する罰則の適用については尚従前の例による」となしたことからして、右法律の規定の有効、無効をめぐる論議が起つたのであった。

京都、福岡、長崎、横浜、甲府、東京、東京地裁八王子支部、秋田、前橋地裁中之条支部、静岡、徳島等々の各地裁、名古屋高裁、札幌高裁函館支部等の各高裁は制令第三二五号の違憲失効を判断した。これらの判決は検察庁に大きな打撃を与えた。その一例として東京地裁刑事第九部が「平和と独立」の事件について下した判決の一部を引用すれば次の通りであった。

……以上の通りであるとすればこれらの純然たる管理上の規定はその本質上ただ占領中にだけ効力をもつことができるのであり、その違反行為の可罰性についてもその間に限ってこ

れを容れることができるものであることについてはいうまでもない。従って右政令は占領の終了と同時に当然に全面的に効力を失ったものであって、今日これを適用する基礎を何らもたないものといわなければならない。……試みに本件の指令の実質を検討してみるのにその内容とするとところは或る新聞紙が公共安寧と福祉とを害する宣伝をするものであるという理由によりその後継紙同類紙をも含めて一切の関係行為を禁じこれについて司法上の救済の途をも許さないとするるのである。従ってこれが憲法第二十一条に抵触するものであることは極めて明らかであり、このような指令を憲法の下に存立させるような余地は到底ないわけであるから右指令が前記政令によって実質的に国内法として取入れられたものとしてもそれはとりもなおさず違憲であるといわなければならない。……本件指令の内容が不当苛酷のものであることはこれに徴しても明らかであって、これをもって国民の福祉にかなうものとする見解は到底正当とは認められない。そして現在わが国のおかれている国際的地位や国内的諸情勢は極めて重大であるけれどもなお真の民主主義が希求せられる限り、裁判所の機能は所謂良識ある大多数の国民のためこれに対する憲悪を除くことにも増して寧ろこれらの者から好ましからぬとせられる少数の国民のためその基本的人権を護る面に現われるべきであろうかと考えられる。

いずれにしてもアカハタ発行停止のマッカーサー書簡が日本裁判所の名において憲法違反と断ぜられたことは注目に価する事柄であった。

最高裁判所はこのような事態に対し、最高裁に係属する多数の政令第三二五号違反事件の審理を急ぎ、五二年一二月三日三件の同政令違反事件をとりあげて大法廷を開き、弁護人の弁論と検事の答弁を行い、年内に判決したい意向を表明した。最高裁が判例を出せば全国の裁判所はこれに従うことが予想されるけれども、五三年六月に至るも未だに判決は下されていない。尚最高裁の右事件については弁論が終った後ではあったが四〇名近い全国の弁護士が弁護人となって弁論の再開を要求した。

日本労働年鑑 第26集 1954年版  
発行 1953年11月20日  
編著 法政大学大原社会問題研究所  
発行所 時事通信社  
\* \* \* \* 年 \* \* 月 \* \* 日公開開始

---

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1954年版(第26集)【目次】 次のページ → ■  
日本労働年鑑【総合案内】

---

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)

---